

大船渡市地域おこし協力隊
(デジタルの利活用推進・体験観光創出プロジェクト)
募集要項

1 募集する活動テーマ

大船渡市では、地域特性や地域資源を効果的に生かした新たな分野の産業を推進しています。
このような中、当市では、デジタルの利活用の推進、体験観光プログラムの創出を図る地域おこし協力隊員を募集します。

2 活動内容

(1) デジタルの利活用推進

① 目的

ICTスキルと自らの得意分野を生かし、「DX人材育成×次世代チャレンジ人材輩出プロジェクト」と「多様な働き方促進プロジェクト」の推進に寄与する。

② 活動内容

ア IT活用コミュニティの醸成・IT活用策の普及

市が実施するIT活用課題解決型人材育成の講座等に参加し、参加者同士の協働による学習(※)を刺激するとともに、活用事例を発信する。

※ 多様な意見・多面的なものの見方を尊重し、互いのスキルや資源を活用し合う学習。

イ 地域の可能性を知る・発信する

地域の可能性(※1)を発見し、隊員自らの活動の魅力と併せ、アローリンクス株式会社が運営する大船渡ポータル(※2)、SNS等を活用した情報発信を行う。

※1 面白いヒト・モノ・コト等。

※2 大船渡ファンが投稿・交流等できるWebサイト。

ウ 隊員希望者からの提案に基づく活動

隊員希望者の得意分野を生かした地域おこし活動を考え、市に提案し、実行する。

(2) 体験観光創出プロジェクト

① 目的

地域内の1次産業者や観光関連事業者等と連携し、各種体験プログラムの創出により、新しい人の流れをつくる。

② 活動内容

ア 体験プログラムの情報収集や整理、PR活動

イ 体験プログラムの商品化に向けた実施体制の整備や企画立案

ウ モニターツアーの実施

エ 地域内の1次産業者や体験提供者と連携した付加価値の高いプログラムの造成

オ その他地域の活性化、生活支援や移住定住につながる活動

3 募集人数

(1) デジタルの利活用推進 2名

(2) 体験観光創出プロジェクト

1名

4 応募資格

次の全ての要件を満たす20歳以上の方とします。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方
 - (2) 次のア～ウに該当する者のうち、地域おこし協力隊員に委嘱された後、速やかに本市へ生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方
 - ア 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）の都市地域等に現住所を有している方（※）
 - イ 他の市町村において地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動2年以上、かつ、解嘱後1年以内）
 - ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した方（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内）
- ※ 総務省ホームページ「地域おこし協力隊」内の地域要件確認表にて地域要件を確認できます。
- (3) 各プロジェクトに興味があり、地域住民と協力して活動できる方
 - (4) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
 - (5) 普通自動車運転免許を取得している方又は着任までに取得することが可能である方（AT限定可）
 - (6) 地域おこし協力隊の活動期間終了時に本市において起業又は就業し、定住する意欲のある方

5 申込受付期間

令和6年6月10日(月)から定員に達した日まで【随時受付選考】

※ 採用が決定となり次第、募集を終了します。

6 応募手続及び選考方法

- (1) プレエントリー
 - (2) 説明会
プレエントリー後、オンラインツールを用いて大船渡市地域おこし協力隊について、個別に御説明します。
 - (3) 本エントリー
1次選考に向けた書類を提出していただきます。
 - (4) 1次選考
応募書類等により、書類選考を行います。
 - (5) 2次選考
1次選考合格者を対象として、市内で対面にて面接を行います。
- ※ 1次選考を通過した方を対象に、現地説明会の案内をします。旅費や滞在費を含む参加費用は自己負担としますが、先輩移住者に直接会って話がしたい、活動内容を実際に体験してみたい等の御希望に合わせ、市内を案内します。
- なお、現地説明会の参加有無は選考に関係しませんので、そのまま2次選考に進んでいただくことも可能です。

7 任用形態及び期間

(1) 任用形態は、大船渡市と隊員が委託契約を締結する委託型(個人事業主型)、市の会計年度任用職員として活動する雇成型(会計年度任用職員型)のいずれかとなります。

※具体的な活動内容、隊員の目標や特性等に応じ、市、隊員等で協議の上、最終的に任用形態等を決定します。

(2) 任用期間は、年度ごとに更新し、最長3年間とします。(任用開始日は相談により決定します。)

8 報酬等

【個人事業主として活動する場合(委託料として支払)】

年額4,800,000円以内

※ただし、制度改正に合わせ、年額5,200,000円以内への変更を予定しています。

(1) 基本費(報酬) 月額275,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

(2) 活動費 実費相当額(消費税及び地方消費税額を含む)

※隊員1人につき年額1,500,000円以内とします。ただし、活動期間が1年に満たない場合は、活動月数に125,000円を乗じた額以内とします。

【会計年度任用職員として活動する場合】

(1) 報酬

月額 200,000円(社会保険料の本人負担分等控除前の額)

※退職手当及び住居手当に相当する報酬の支給はありません。ただし、月額5万円を上限とする家賃補助制度があります。

(2) 賞与

6月と12月の年2回支給されます(基準日の6月1日と12月1日に在職する方が対象。)

また、計算方法は常勤職員と同様になります。

9 活動時間等

【個人事業主として活動する場合】

業務委託のため、市から委託を受けた地域おこし活動を推進できるよう、御自身で管理していただきます。目安として、活動時間は1日当たり6時間、活動日数は週5日間を想定しています。

ただし、土日祝日に加え、休暇(年間10日間)を除くものとします。

【会計年度任用職員として活動する場合】

(1) 勤務日数 原則、週5日間(月曜日から金曜日)とします。

(2) 勤務時間 原則、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までは休憩時間)とします。

10 活動場所

市と協議の上決定します。

11 待遇・福利厚生等

【個人事業主として活動する場合】

- (1) 委託契約のため、国民健康保険、国民年金に加入してください。国民健康保険税及び国民年金保険料は自己負担となります。
- (2) 活動車両については、御自身で準備してください。また、燃料費等の活動に必要な費用は、予算の範囲内で活動費に含まれます。
- (3) 毎年、確定申告を御自身で行っていただく必要があります。

【会計年度任用職員として活動する場合】

- (1) 社会保険等（市町村職員共済組合・厚生年金保険・雇用保険）に加入します。
- (2) 通勤距離に応じて、通勤手当に相当する額を支給します。
- (3) 任用期間に応じて、年次有給休暇を付与します。
- (4) 活動に必要な消耗品や作業道具、岩手県内外への旅費、研修への参加費等は、予算の範囲内で市が支給します。
- (5) 業務に使用する車両は、市が用意します。

【共通事項】

- (1) 大船渡市に赴任する際の費用は、自己負担とします。
- (2) 任期終了後、市内で起業又は事業承継を行う場合は、それらに必要な経費に対し、補助金の交付を受けることができます。（隊員1人につき1回のみ、100万円が上限）

12 副業

副業は、業務に支障がない範囲で可能です。

13 問合せ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字津野沢15番地
大船渡市役所 企画政策部 企画調整課（担当 石橋、小山）
TEL 0192-27-3111／FAX 0192-26-4477